

調達要求番号：4KSE1A22005

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
小型UGV検証に係る役務支援	FS-Z0200029		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	令和 6年 6月 24日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	富士学校普通科部	

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、小型UGV検証に係る役務支援について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002によるほか、次による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 役務支援に関する要求

2.1 役務支援対象器材・実施場所・期間・作業内容

役務支援対象器材・実施場所・期間・人員及び作業内容は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 役務支援の実施

契約の相手方は、部隊等の検査・監督官の指示を受け、役務支援を実施するものとする。

2.3 指定場所以外への派遣

契約の相手方は、指定場所以外に派遣の必要が生じた場合は、契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

2.4 役務支援提供者の資格

役務支援対象者の資格は、対象装備品等に関する役務支援を実施するために必要な専門的技能を有するものとする。

2.5 作業記録等

契約の相手方は、作業記録（役務完了調書）により所要事項を記入し、検査・監督官の承認を受けるとともに、検査官を経て契約担当官等に提出するものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

3.2 その他

修理を実施した部位・部品について、本来の性能等が低下してはならない。

4 その他の指示

4.1 契約不適合条項の適否

契約の相手方は、契約不適合条項に該当する場合は、契約担当官に申し出るものとする。

4.2 官の設備等の使用

官の設備等を使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を得て、官の設備を使用するものとする。なお、契約の相手方が役務支援のための当該駐屯地等への入出手続きなどについては、当該駐屯地の定めるところによる。

4.3 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	書類名	部数	媒体	提出先	提出時期
1	取扱説明書（日本語版）	1	電子	富士学校普通科部	契約終了まで
2	器材操作教育資料 （日本語版）	1	電子	富士学校普通科部	教育終了後速やかに
3	作業記録表（役務完了調書）	1	電子	富士学校普通科部	作業終了後速やかに

4.4 その他の必要事項

その他の必要事項については、調達要領指定書によって示すものとする。

4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	4KSE1A22005
	調達要求年月日	令和6年6月24日
	作成部課	富士学校普通科部
	作成年月日	令和6年6月24日
品名	小型攻撃用UGV検証に係る役務支援	
仕様書番号	FS-Z0200029	
指定事項：		
2.1 役務支援対象器材・実施場所・期間・人員・作業内容		
役務支援対象器材，実施場所，期間及び人員は表1，作業内容は表2に示す。		
表1		
役務支援対象器材	小型攻撃用UGV 1. UGV部 (1) 全長・全幅：1m以内，全高：0.6m以内 (2) 通信周波数帯：2.4GHz帯，出力：10mW以下 (3) 周囲視察用カメラ（可視・IR）を搭載 (4) 遠隔操作部及びカメラ画像表示装置を付属 (5) 駆動方式：装軌式 (6) RWS部を搭載した状態で機動可能 2. RWS部 (1) 20式5.56mm小銃を搭載可能 (2) 上記小銃の弾道特性に基づき、照準補正可能 (3) 目標（人・ドローン）を捕捉し、追尾照準可能 (4) 通信周波数帯2.4GHz帯，出力10mW以下 (5) 遠隔操作部及びカメラ画像表示装置を付属 (6) UGV部に搭載可能	
実施場所	富士駐屯地及び東富士演習場等	
期間	1 器材提供 令和6年11月～令和7年3月の内12週 2 器材操作教育 令和6年11月～令和7年3月の内3日 3 上記を基準とし、官と契約相手方と調整の上、期間を決定するものとする。	
人員	契約相手方計画	

表2

番号	作業名	提供品目	数量	数量内訳	内容
1	器材提供	RWS部	1式	1	表1に示された期間、RWS部及びUGV部の数量内訳数をまとめて一式とし、官側に提供する。
		UGV部		2	
2	器材操作教育	1式			表1に示された期間、器材の操作要領に係る座学教育及び実操作教育を実施

4.4 その他の必要事項

器材操作教育・技術援助の役務作業時間は0800～1700（1200～1300を除く）を基準とし、変更する場合は官と契約相手方との調整による。